

## ◆はじめに

NPO法人クラブきくようでは、令和元年度(平成31年度)より社会体育に移行し、以前(平成30年度まで)各小学校で行っていた部活動の受け皿として「ジュニアきくス po」をたちあげました。ジュニアきくス poでは、4つの種目(サッカー・ミニバスケットボール・バドミントン・総合運動クラブ)を下記の活動内容で行い、児童にとって適切なスポーツ環境を提供します。

※設立する種目は学校ごとに、異なります。(ジュニアきくス po一覧参照)

## ◆目的

「ジュニアきくス po」はスポーツを通じて児童の健全な育成と体力の向上を図ると共にスポーツに親しみ、楽しむことを目的とする。

## ◆活動内容と利用料金

### 活動内容

- ①参加対象者は原則町内地域在住、小学4年生以上とする。
- ②活動場所は各小学校グラウンド及び体育館とする。
- ③原則活動日は週2日とする。(日祝日は除く)
- ④大会や練習試合の参加は月2回までとする。
- ⑤活動時間帯は(4月～10月、3月) 平日16時30分～18時30分  
(11月～2月) 平日16時30分～18時  
諸事情により土曜日活動する場合は9時～17時までのうち2時間以内とする。

※ただし、大会や練習試合についてはこの限りではない。

- ⑥緊急により活動を中止する場合は、Jr.きくス poの安心メールを通じ学校や保護者への連絡を入れることとする。
- ⑦月の活動日数は6回以上とする。

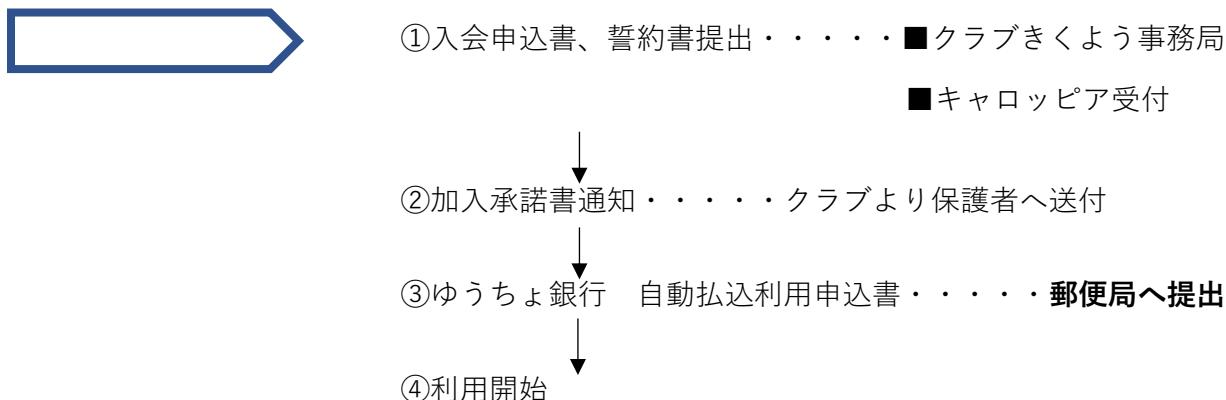
### 利用料金

月謝・・・2,500円(保険料含む)

### 帰宅方法

児童の送迎は保護者のお迎えを必須とします。

## ◆入会までの流れと納入方法



### 納入方法

**月謝は前納とし、利用月の前月に自動引き落とし（口座振替）をします。**

※毎月25日ゆうちょ銀行の指定された口座から、月謝に手数料55円を加算して引き落とします。25日に引き落としができなかった場合は、翌月の5日に再度引き落とします。

2回目の引き落としもできなかった場合は、事務局から通知しますので15日までに督促料200円を加算して指定口座に振り込んでください。

## ◆利用の中止（休会と退会）

### 休 会

児童の病気やケガ等、やむを得ない事情のため、一ヶ月以上利用しない場合。

### 退 会

- ①前月15日までに指導者及び事務局へ申し出を行い、原則月謝の日割り返還行わない。
- ②月謝の未納がある場合、退会月までに精算しなければならない。
- ③スポーツ障害保険の保険料（年額）の払戻しは行いません。